

貸出金等に関する指標

貸出金業種別残高・構成比

(単位:百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	7,792	5.4%	9,434	6.9%
農業、林業	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	9,700	6.7%	11,191	8.1%
電気、ガス、熱供給、水道業	171	0.1%	146	0.1%
情報通信業	313	0.2%	370	0.2%
運輸業、郵便業	1,175	0.8%	1,285	0.9%
卸売業、小売業	4,102	2.8%	5,585	4.0%
金融業、保険業	3,583	2.5%	1,703	1.2%
不動産業	93,209	65.1%	82,807	60.6%
物品賃貸業	1,317	0.9%	1,450	1.0%
学術研究、専門・技術サービス業	751	0.5%	1,109	0.8%
宿泊業	—	—	133	0.0%
飲食業	817	0.5%	1,404	1.0%
生活関連サービス業、娯楽業	1,495	1.0%	1,683	1.2%
教育、学習支援業	2	0.0%	40	0.0%
医療、福祉	420	0.2%	401	0.2%
その他のサービス	4,005	2.7%	5,073	3.7%
その他の産業	154	0.1%	153	0.1%
小計	129,014	90.1%	123,977	90.8%
国・地方公共団体等	—	—	—	—
個人(住宅・消費・納税資金等)	14,107	9.8%	12,521	9.1%
合計	143,122	100.0%	136,499	100.0%

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

担保の種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位:百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	貸出金残高	債務保証見返額	貸出金残高	債務保証見返額
当組合預金積金	1,740	—	1,390	—
有価証券	1	—	1	—
不動産	—	—	—	—
不動産	105,780	—	91,640	—
その他	—	—	—	—
小計	107,522	—	93,032	—
信用保証協会・信用保険	19,644	—	31,043	—
保証証	6,096	169	5,164	138
信用	9,858	—	7,258	—
合計	143,122	169	136,499	138

貸出金科目別平均残高

(単位:百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	3,127	2.1%	2,074	1.4%
手形貸付	1,277	0.8%	595	0.4%
証書貸付	139,111	96.1%	136,948	97.2%
当座貸越	1,175	0.8%	1,132	0.8%
合計	144,692	100.0%	140,750	100.0%

貸出金金利区分別残高

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
固定金利	41,618	47,796
変動金利	101,504	88,702
合計	143,122	136,499

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
消費者ローン	523	431
住宅ローン	10,197	9,126
合計	10,720	9,557

貸出金使途別残高

(単位:百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	63,351	44.2%	63,643	46.6%
設備資金	79,770	55.7%	72,855	53.3%
合計	143,122	100.0%	136,499	100.0%

代理貸付残高の内訳

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
全国信用協同組合連合会	98	77
株式会社商工組合中央金庫	70	61
株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業)	—	—
株式会社日本政策金融公庫(国民生活事業)	0	0
独立行政法人住宅金融支援機構	3	2
独立行政法人福祉医療機構	—	—
独立行政法人中小企業基盤整備機構	5	1
合計	178	142

リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円)

区 分		債権額 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (B+C)	保全率 (B+C)/(A)
破綻先債権	令和元年度	286	230	56	286	100.0%
	令和2年度	215	198	16	215	100.0%
延滞債権	令和元年度	5,566	3,458	1,162	4,620	83.0%
	令和2年度	3,775	2,596	798	3,394	89.9%
3カ月以上延滞債権	令和元年度	—	—	—	—	—
	令和2年度	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和元年度	710	565	19	584	82.2%
	令和2年度	691	551	11	562	81.3%
合 計	令和元年度	6,563	4,254	1,237	5,492	83.6%
	令和2年度	4,681	3,346	825	4,171	89.1%

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、①会社更生法又は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
2. 「延滞債権」とは、上記1及び債務者の経営再建又は支援(以下「経営再建等」という。)を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金です。
3. 「3カ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金(上記1及び2を除く)です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1～3を除く)です。
5. 「担保・保証額(B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
7. 「保全率(B+C)/(A)」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。
8. これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円)

区 分		債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D)/(A)	貸倒引当金引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和元年度	1,331	1,058	272	1,331	100.0%	100.0%
	令和2年度	1,308	1,064	243	1,308	100.0%	100.0%
危険債権	令和元年度	4,546	2,654	945	3,600	79.1%	50.0%
	令和2年度	2,697	1,745	571	2,316	85.8%	60.0%
要管理債権	令和元年度	710	565	19	584	82.2%	13.2%
	令和2年度	691	551	11	562	81.3%	7.9%
不良債権計	令和元年度	6,587	4,278	1,237	5,516	83.7%	53.6%
	令和2年度	4,697	3,361	826	4,187	89.1%	61.8%
正常債権	令和元年度	136,786					
	令和2年度	132,042					
合 計	令和元年度	143,373					
	令和2年度	136,740					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
5. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
7. 金額は決算後(償却後)の計数です。

貸出金償却額・引当額

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
貸出金償却額	—	—
貸倒引当金繰入額	155	△ 217
合 計	155	△ 217

貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	期末残高	期中増減	期末残高	期中増減
一般貸倒引当金	247	48	198	△ 49
個別貸倒引当金	1,268	279	864	△ 403
合 計	1,516	327	1,062	△ 453

預金に関する指標

預金種目別平均残高

(単位:百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
当座預金	1,818	0.7%	2,203	0.9%
普通預金	38,781	16.9%	51,838	21.4%
通知預金	9	0.0%	32	0.0%
定期預金	180,242	79.0%	180,070	74.5%
定期積金	7,077	3.1%	7,092	2.9%
その他の預金	205	0.0%	207	0.0%
合計	228,134	100.0%	241,445	100.0%

預金者別預金残高

(単位:百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
個人	199,601		203,836	
法人	28,615		36,845	
一般法人	28,397		36,657	
公金	23		168	
金融機関	194		19	
合計	228,217		240,682	

定期預金金利区分別残高

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
固定金利	179,545	180,046
変動金利	-	-
その他	-	-
合計	179,545	180,046

組合員・組合員外別預金残高

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
組合員預金	186,152	197,533
組合員外預金	42,063	43,147
合計	228,217	240,682

有価証券に関する指標

有価証券の時価等情報

(1) 売買目的有価証券

該当ございません。

(2) 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

項目	令和元年度			令和2年度		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-	-	-
	地方債	499	509	9	499	505
	社債	1,400	1,401	1	2,100	2,107
	その他	-	-	-	-	-
小計	1,899	1,910	11	2,599	2,612	
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-
	社債	1,400	1,392	△7	100	99
	その他	-	-	-	-	-
小計	1,400	1,392	△7	100	99	
合計	3,299	3,302	3	2,699	2,711	

(注) 1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 「社債」には、政府保証債、公社公団債、金融債が含まれます。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当ございません。

(4) その他有価証券

(単位:百万円)

項目	令和元年度			令和2年度		
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	8	8	0
	債券	-	-	1,308	1,300	8
	国債	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-
	社債	-	-	1,308	1,300	8
その他	-	-	-	-	-	
小計	-	-	-	1,317	1,308	9
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	5	8	△2	-	-
	債券	1,573	1,600	△26	2,672	2,700
	国債	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-
	社債	1,573	1,600	△26	2,672	2,700
その他	-	-	-	-	-	
小計	1,579	1,608	△29	2,672	2,700	
合計	1,579	1,608	△29	3,989	4,008	

(注) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

有価証券に関する指標

時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額

(単位:百万円)

項 目	令和元年度	令和2年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
満期保有目的の債券	－	－
非上場外国証券	－	－
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	－	－
子会社・子法人等株式	－	－
関連法人等株式	－	－
その他の有価証券	1,521	1,521
非上場株式	108	108
組合出資金	1,412	1,412

有価証券の種類別・残存期間別残高

(単位:百万円)

		1年以下	1年超5年以下	5年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
		国債	令和元年度	－	－	－	－
	令和2年度	－	－	－	－	－	－
地方債	令和元年度	－	499	－	－	－	499
	令和2年度	－	499	－	－	－	499
社債	令和元年度	600	1,998	1,775	－	－	4,373
	令和2年度	－	2,601	3,579	－	－	6,180
株式	令和元年度	－	－	－	－	114	114
	令和2年度	－	－	－	－	117	117
外国証券	令和元年度	－	－	－	－	－	－
	令和2年度	－	－	－	－	－	－
その他の証券	令和元年度	－	－	－	－	－	－
	令和2年度	－	－	－	－	－	－
合計	令和元年度	600	2,497	1,775	－	114	4,986
	令和2年度	－	3,101	3,579	－	117	6,798

有価証券の種類別平均残高

(単位:百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	－	－	－	－
地方債	1,597	34.8%	499	8.8%
社債	2,875	62.6%	5,044	89.1%
株式	117	2.5%	117	2.0%
外国証券	－	－	－	－
その他の証券	－	－	－	－
合計	4,590	100.0%	5,661	100.0%

商品有価証券の種類別平均残高

該当ございません。

金銭の信託及びデリバティブ等商品取扱

該当ございません。

その他の業務

内国為替取扱実績

(単位:件、百万円)

		令和元年度		令和2年度	
		件数	金額	件数	金額
送金・振込	他金融機関向け	62,732	90,214	60,378	72,128
	他金融機関から	112,770	104,117	110,347	107,325
代金取立	他金融機関向け	12	31	19	57
	他金融機関から	28	16	31	29

公共債の窓口販売実績

該当ございません。

公共債引受額

該当ございません。

外貨建資産残高

該当ございません。

役員等の報酬体系について

1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

①報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。又、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事会の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

②役員に対する報酬

(単位:百万円)

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	83	132
監 事	16	30
合 計	100	162

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

2. 支払人数は、理事9名、監事4名です。

3. 使用人兼務理事3名の使用人分の報酬(賞与を含む)は19百万円です。

4. 上記以外に支払った役員退職慰労金は、理事25百万円、監事43百万円(理事在任期間も通算)です。

③その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員で対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、令和2年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和2年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げること動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。